RCJS-5-1(第3版):2016 (静電気現象からの電子デバイスの保護-一般要求事項) 規格発行に寄せて

1. はじめに

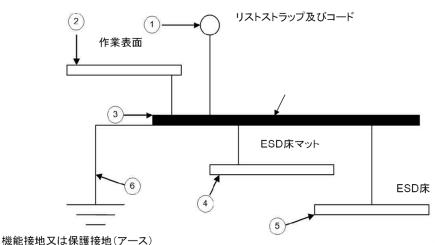
今回、RCJS-5-1 (第 2 版):2014 の改訂版の RCJS-5-1 (第 3 版):2016 を発行することにしました。これは、RCJS-5-1 (第 2 版):2014 発行後に改訂された国際的な静電気管理の関連規格 (IEC 61340 シリーズ)の改訂版の中の有用な内容を採り入れました。

2. 経緯

2.1 RCJS-5-1 (第1版):2010発行の経緯

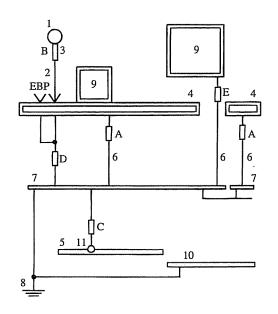
RCJ ESD COORDINATOR (ESDC) 資格認証制度では、IEC TR 61340-5-1:1998 と IEC TS 61340-5-2:1999 を中心とした IEC 61340 シリーズの静電気関連規格を使用していました。対応する国内規格は、IEC 61340-5-1 (Technical Report Type 2):1998 を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を基に作成した TR C 0027-1:2002 でしたが、JIS 制度上の有効期限切れで、廃止になってしまいました。

IEC TR 61340-5-1: 1998 と IEC TS 61340-5-2: 1999 の規格の改訂版が 2007 年に発行され、それぞれ、IEC IS 61340-5-1: 2007 と IEC TR 61340-5-2: 2007 となりました。すなわち、5-1 が正式な国際規格(International Standard)となり、一方 5-2 が TR(Technical Report)となりました。しかし、IEC IS 61340-5-1: 2007 は、そのまま翻訳して、日本国内に適用すると、接地関係で人体安全性上問題があることが判明し、JIS 規格としては採用されないことになりました。接地/等電位結合システムは、ESDS アイテム、人体及びその他の導電体(例:動く装置)が、同じ電気的電位にあることを確実にするために使用されます。しかし、IEC IS 61340-5-1: 2007 では、図 1 に示すように、接地/等電位結合システムに結合するリストストラップ等の ESD 保護アイテムに人体安全用の電流制限抵抗、あ



(機能接地を使用する際は、保護接地(アース)に結合することが望ましい)

図 1 IEC IS 61340-5-1 (2007) の EPA の構成の概略図。リストストラップや作業表面で保護抵抗 や制限抵抗の無い状態で許容している。 るいは、抵抗下限値を要求していません。一方、IEC TR 61340-5-1:1998 では、図 2 に示すように、ESD 保護アイテムに人体安全用の電流制限抵抗(約 1 M Ω)が挿入されていました。わが国では、特有の電源システムを採用していることから、電源から接地を取ることが難しいこともあり、人体安全性の点から、電流制限抵抗のない保護アイテムの使用は、問題があります。



- 1 リストバンド接続システム
- 2 リストコード、リストストラップ
- 3 個別抵抗
- 4 作業表面
- 5 接続された床マット
- 6 EPA接地コード
- 7 EPA接地設備
- 8 EPA接地
- 9 導電性又は拡散性アイテム
- 10 ESD保護床
- 11 マットの接地可能接続点

表面からEPA接地への抵抗A, C, D, E と接地コードの抵抗 Bの値は表 5-5で決めている. これらは, ここに示したような個別抵抗であるか, 材料本来が持つ抵抗か又はその組合せである. ただし, 個別抵抗が必要となる接地コードは別である.

図 2 IEC IS 61340-5-1 (1998) の EPA の構成の概略図。リストストラップ や作業表面で保護抵抗や制限抵抗が挿入されている。

そこで、日本の接地事情を考慮した国内規格を、TR C 0027-1:2002 を基本として改訂し、TS (JIS 制度) で発行しようと計画・規格案を作成し、JISC へ申請しました。しかし、IEC として新しい規格 (IEC 61340-5-1:2007) が発行されているのに、その規格が日本に適用するのに問題があるとしても、古い規格 (IEC 61340-5-1:1998) を基にした TS は認められないとの判断が示され、JIS 制度での TS 発行は見送られました。

このような事情で、しばらくの間、国内に静電気管理の規格が存在しないことになります。そこで、TR C 0027-1:2002 を基本として改訂・作成した規格を、暫定として、団体規格(すなわち、RCJ 規格 RCJS-5-1:2010) として発行することにしました。

2.2 RCJS-5-1 (第1版):2010 の改定概要

この RCJS-5-1 (第1版):2010 は、TR C 0027-1:2002 を基にしているが、IEC IS 61340-5-1:2007 及び関連規格で採用可能な最新情報と技術内容を追加し、改定した。主な改定点は次のとおりである。

(1) 用語の明確化

"ESD コーディネータ"の定義を示し、及びその責務と資質について、新たに $\mathbf{J4}$ 項を設け、明確 にした。 さらに ESD コーディネータのクラス分けをし、それぞれの推奨する職務を**附属書 JG** に示した。

(2) 附属書 A の修正

附属書 A に記載されている各種抵抗測定方法は、TR C 0027-1:2002 発行後に制定された対応 JIS を引用し、削除した。

附属書 A に記載されている衣類の試験方法,リストストラップの試験方法,イオナイザの試験方法,及びシールドバッグの試験方法は,IEC IS 61340-5-1:2007 の関連文書として回付され,2010 年 1 月に IS になった文書の該当箇所を採用し,修正した。

(3) 附属書 B の修正と追加

附属書 B1 に記載されているコロナ放電を利用する電荷減衰方法は、使用していないので、削除した。それに代わり、現在使用している高電圧印加を利用する電荷減衰方法を採用し、**附属書 JB** として追加した。

附属書 B2 に記載されている工具の電荷減衰測定方法は、そのまま残した。ただし、項目番号を B2 から B に直した。

(4) **附属書 JD** の追加

5.3.6 適合性の認証の項で、監査報告の例を示す。監査の利便性を考慮し、この RCJS-5-1 に則した 監査チェックリストを追加した。また、ESD 管理マニュアル(ESD 管理プログラム計画書)作成す る際の参考として、要求事項に則したチェックリストも追加した。

2.3 RCJS-5-1 (第2版):2014 の改定概要

(1) 用語の追加

準 ESD コーディネータ (Pre ESD Coordinator), デバイス帯電モデル (CDM), 人体モデル (HBM), マシンモデル (MM) を追加した。なお, 準 ESD コーディネータは, ESD 管理プログラムを履行するための第三者機関により教育・訓練を受けた者であり, ESD コーディネータの監督の基に実際の作業を行う者である。

(2) 標識及びマーキング

IEC 61340-5-3:2010 の包装マーキングは、**図解説 2** に示すように、**RCJS-5-1** が採用しているマーキング(**図 4**) と異なる。**RCJS-5-1** では、従来からの継続性を考慮し、従来のマーキングを採用した。



- * 主な機能とコード
- S 静電気放電シールド
- F 静電界シールド
- C 静電気導電性
- D 静電気拡散性

図 解説 2 包装ラベルの例 (IEC 61340-5-3:2010 で規定の包装ラベル)

注記 J **IEC** 61340-5-3:2010 では、上記ラベルを規定している。従来のラベル表示と異なるので、参考として示した。また、5-3 では新たに静電界シールド F を規定している。これは、静電界を減衰させることができる包装材で、抵抗値 $<1\times10^3\Omega$ の均一な材料と規定している。

(3) EPA グラウンドシステム

図 12 の EPA の配線図が分かりにくいとの意見があり、分かりやすい図面に変更した。この図面は、IEC 61340-5-1:1998 の源規格の CECC 00 0015 を参照した。

(4) 静電界

IEC 61340-5-1:2007 の Edition2 に向けた検討を考慮し、静電界の限界を $10\,\mathrm{kV/m}$ から $5\,\mathrm{kV/m}$ に変更した。さらに、絶縁物の表面電位が $2,000\mathrm{V}$ を超える場合の対処方法に加え、絶縁物の表面電位が $125\mathrm{V}$ を超える場合の対処方法を加えた。

(5) 附属書 A

2010 年に JIS として発行されたイオナイザのための標準的試験方法,及び現在 JIS 化が検討されている特定応用のための標準的試験方法(衣類,イオナイザ,シールドバッグ)の内容を考慮し,用語や数値等を改訂した。主な改訂内容は次のとおりである。

(i) 衣類

環境温度の許容差を第1版の(23±3)℃から,(23±2)℃に変更した。

(ii) リストストラップ

折り曲げ寿命試験器(コードフレックステスタ)を, JIS 化で検討されている最新規格に合わせた。

(iii) イオナイザ

ルームイオナイザで、現在ほとんど使われていない単電極エミッタと 2 重直流エミッタを削除した。絶縁された帯電プレートの容量測定方法と誤差要因の項を、**附属書 D** に移動した。

(iv) シールドバッグ

JIS 化で検討されている用語や図面を採用した。

(6) CDM 対策

最近の組立自動化により重要性が増している CDM によるデバイス損傷に対する対策の指針を、 附属書 JE (参考) に示した。

2.4 RCJS-5-1 (第3版):2016 の改定概要

(1) 用語の追加

ESD 管理用アイテム (ESD control item) を追加した。

(2) 標識及びマーキング

IEC 61340-5-3 Ed.2:2015 の包装マーキングは、図解説 3 に示すように、RCJS-5-1 が採用してい

るマーキング(**図 4**) 及び **IEC 61340-5-3 Ed.1**:2010 が採用しているマーキング(**図解説 2**) と異なる。**RCJS-5-1** では、従来からの継続性及び **IEC 61340-5-3 Ed.2**:2015 が正式な国際規格として発行されているので、どちらのマーキングを採用してもよいことにした。



図 解説 3 包装ラベルの例 (IEC 61340-5-3 Ed.2:2015 で規定の包装ラベル)

注記 J IEC 61340-5-3 Ed.2:2015 では、上記ラベルを規定しており、従来のラベル表示と異なる。また、5-3 では新たに静電界シールド F を規定している。これは、静電界を減衰させることができる包装材で、抵抗値 $<1\times10^3\Omega$ の均一な材料と規定している。

(3) 人体接地要求事項

5.5 項で、作業者を接地する基本的な方法は、通常は EBP へ接続したリストストラップによる。リストストラップの使用が困難な場合には、床と履物の組み合わせでも人体接地手段として用いてよいとし、**表1**に要求事項を明確化した。従来は、推奨事項であった。

(4) EPA の例

図 11 の EPA の例が分かりにくいとの意見があり、従来の図を参考に分かりやすい図面に変更した。

(5) ESD 管理用アイテムの認証

9.2.2 項の ESD 管理用アイテムの認証方法を, **IEC 61340-5-1 Ed.2**:2016 に合わせ, 変更した。但し, 内容的には大きな変更ではない。

(6) 附属書 JF CDM 対策(IEC 61340-5-1 Ed.2:2016 の内容)

IEC 61340-5-1 Ed.2:2016 で、CDM 対策に関連する要求項目が追加されている。しかし、CDM 対策は開発途上の技術であり、要求事項として採用するには時期尚早と考え、附属書 \mathbf{JF} (参考) として、その内容を記載した。

(7) 附属書 A

IECで、ESD管理用アイテムの規格(「特定応用のための標準的試験方法」と称している)の改定

が進んでいる。IEC 発行の最新版の内容及び改定途上の内容も含め、附属書 A の内容を改定した。 主に、数値の修正である。但し、規格の全内容は採り入れておらず、主要な内容のみを記載してい る。主な改訂内容は次のとおりである。

(i) 衣類

IEC 61340-4-9:2016 では、衣類に接地端子付きの接地可能な衣類も規定している。日本では、このような衣類になじみが無いことから、本附属書には含めていない。

(ii) リストストラップ

統合チェッカを用いたリストストラップのシステム抵抗試験の図(図 2.3b)を追加した。